

我が国は、世界人権宣言・国際人権規約の締結国であり、国内に在留する外国人に対する基本的人権を保障していく立場をとっている。しかし実際には、社会保障制度・公的扶助制度の面で様々な適用制限があり、在留資格や在留期間によって、必要な社会保障・公的扶助・社会福祉サービスの適用が受けられない実態があることは否定できない。

本論は、「合法的に未熟練就労に就くことが許された存在」として日本に定住している中国帰国者と日系ブラジル人の、生活問題及び社会福祉における課題を取り上げている。1990年の、いわゆる「入管法」改正以降、資格外外国人労働者ではなく、合法的な日系人を、「労働力」として国内に迎え入れるようになった。その結果、在留外国人の中でも中国帰国者と日系ブラジル人が増加したことは、文中に指摘されているとおりである。家族とともに来日し、日本で暮らす彼らの生活問題にいかに対応できるかは、社会福祉の領域の大きな課題でもある。そのような意味でも、本研究は、注目すべき取り組みである。

「中国帰国者と日系ブラジル人の保健・医療・福祉に関する生活実態調査（1997年実施）」の調査結果を通じ、①中国帰国者と日系ブラジル人のアイデンティティのあり方と相違点を明らかにすること、②それぞれの社会福祉サービスや社会保障の内容を検討し、社会福祉政策の課題を明らかにすること、③人の国際移動に伴う定住外国人に共通する普遍的な福祉問題を探り、社会福祉政策の今日的課題を探ること、以上3点が、本論の筆者の研究の目的と課題であると受け止めた。

①については、関連する他調査のデータとの比較を行い、日本語・家庭内の使用言語について、日本語の能力について、アイデンティティについて（日本人であることの自覚）、国籍について等を比較検討することにより、中国帰国者と日系ブラジル人の生活状況や意識（アイデンティティのあり方）の差異を、明確にされている。

②については、「4. 1. 中国帰国者の福祉問題」「4. 2日系ブラジル人の福祉問題」としてまとめられている。紙幅の関係でやむをえないと思われるが、アイデンティティに関連する内容がこの項でも考察されていたため、「福祉問題」としてとらえるべき内容が何か、やや不明瞭になってしまったように思われる。このことは、最後の「共通する福祉問題」の項にも関連していく。「4. 3 両者に共通する福祉問題」の一番目として、「エスニック・アイデンティティの問題」、三番目として「アイデンティティと社会福祉制度との関係について」が提起されているが、「アイデンティティの問題」を、「福祉問題」を引き起こしている「背景」にある課題ととらえるのか、それとも「福祉問題」そのものと捉えていくべきものとするのか。それらが整理されることにより、社会福祉の領域で解決すべき課題が何か、より明瞭になるのではないかとと思われる。

また、日本に滞在する外国人の中で、制限はありながらも、比較的公的な社会福祉サービスにアクセスできているのが、本論で取り上げられている中国帰国者と日系ブラジル人でもあろう。両者の「福祉問題」を比較検討する場合、社会福祉サービス（社会保障・公的扶助）の整備・利用状況からの考察が、「福祉問題」を明確にするもう一つの視座となるのではないだろうか。調査において把握されていた内容であったと推察されるが、このことをより詳細にうかがいたかったように思う。

最後に、実際に福祉事務所等公的機関の職員は、生活保護実施・保育所利用・婦人相談等で外国人とかかわる時に、出身国による、アイデンティティの持ち方、家族観、権利意識、生活設計等の違いを、認識しつつ対応していることに相違ない。しかし、それらをふまえて構築された実践理論

が、現場に定着しているとはいえない状況にあり、このことは本論の筆者が指摘する通りでもある。外国人の持つアイデンティティへの理解は、よりよい社会福祉実践を行っていく上で、必要不可欠な視点となろう。今後、本論における考察を発展させ、あらたな研究成果が生まれてくることを、期待して待ちたい。